

平成十九年九月十八日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質一六八第九号

平成十九年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの事実関係については、現時点で、外務省として確認するに至っていない。

二について

北海道新聞社の取材に対して、外務省欧州局ロシア課の職員が回答したものである。

三及び四について

外務省よりロシア連邦外務省に対し、事実関係の確認を求めるとともに、北方領土問題に関する我が国の立場の申入れ等を行ったが、外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

五について

北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しているものであつて、このような状況下、第三国の国民等が北方四島に入域し、建設事業等の業務に従事することは、当該入域及び業務の具体的な内容、態様等が北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提とするものであれば、北

方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないものと認識している。

六について

ロシア連邦の管轄権を前提として我が国国民が北方四島に「渡航」し、及びこれらの島々において「様々な活動」を行うことは、ロシア連邦による不法占拠を認めることにほかならず、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないものと認識している。